

日本地震再保険の現状

2 0 0 4

はじめに

皆様には、日頃より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は家計地震保険の再保険を扱う国内唯一の専門会社として昭和41年に設立されました。以来、再保険金支払い体制の強化・充実に最大限の努力を払うとともに、その裏付けとなる資産の管理・運用についても十分意を用いてまいりました。

お陰をもちまして、平成16年3月末現在の総資産残高は7,615億円に達しました。

損害保険業界におきましては、事業環境の変化はめまぐるしく、その動きは今後も続くものと思います。このような中で、当社は、引続き環境の変化や時代の要請に対応できる柔軟かつ効率的な経営を目指して努力を続けていく所存でございます。

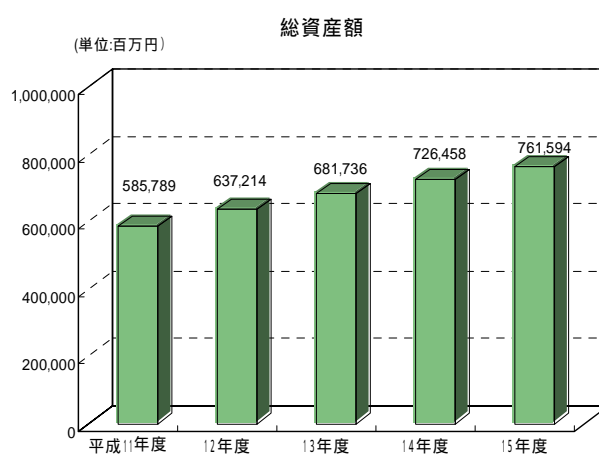
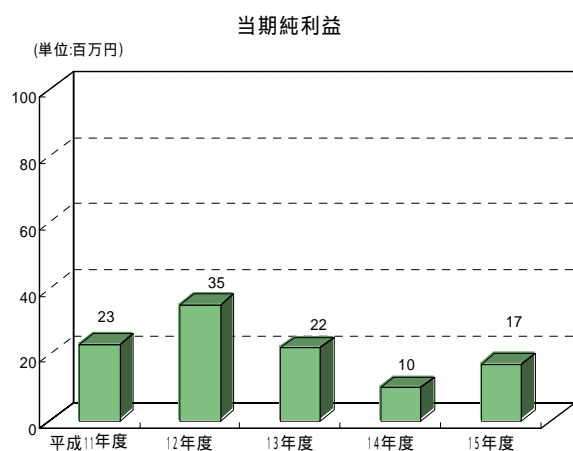
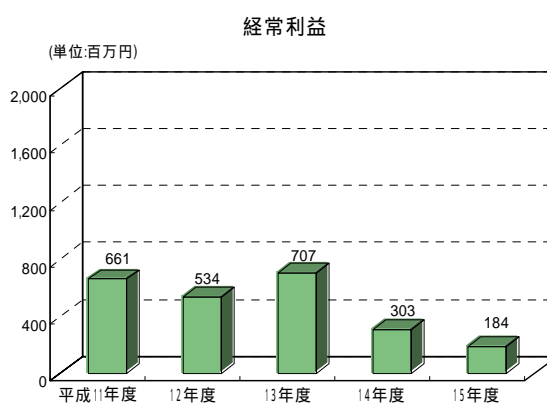
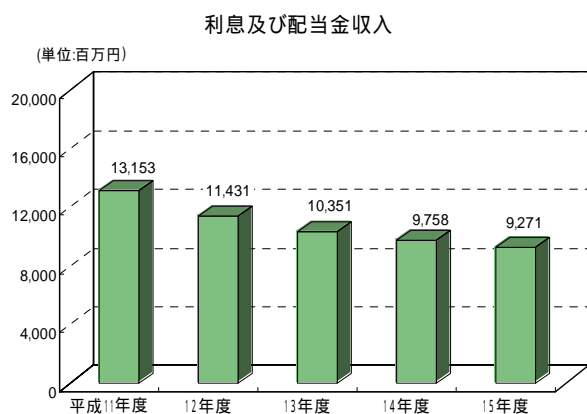
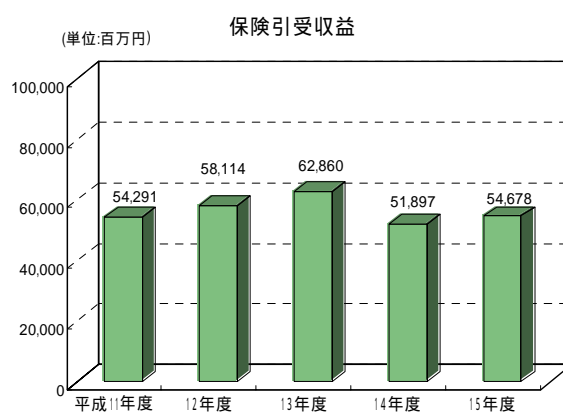
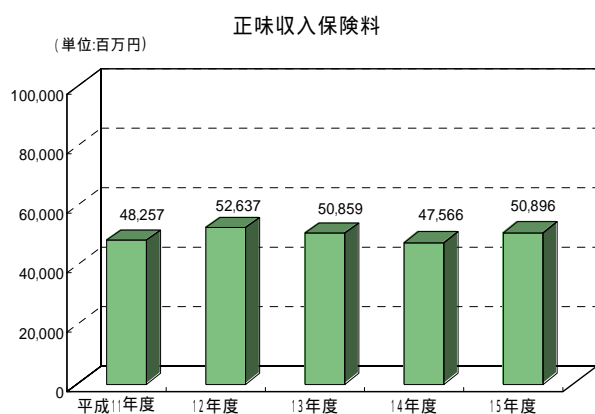
このディスクロージャー誌「日本地震再保険の現状2004」は、当社の現状と活動についてご理解をいただくために作成いたしました。当社ホームページもあわせてご覧いただければ幸いに存じます。

平成16年8月

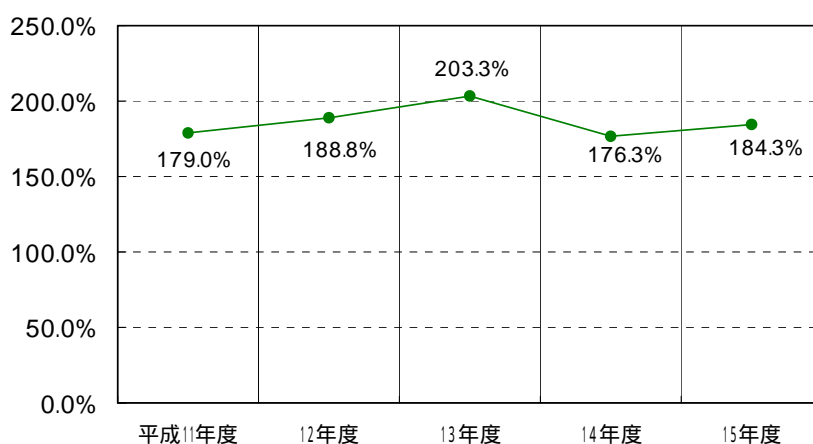
日本地震再保険株式会社

取締役社長 森 昭 彦

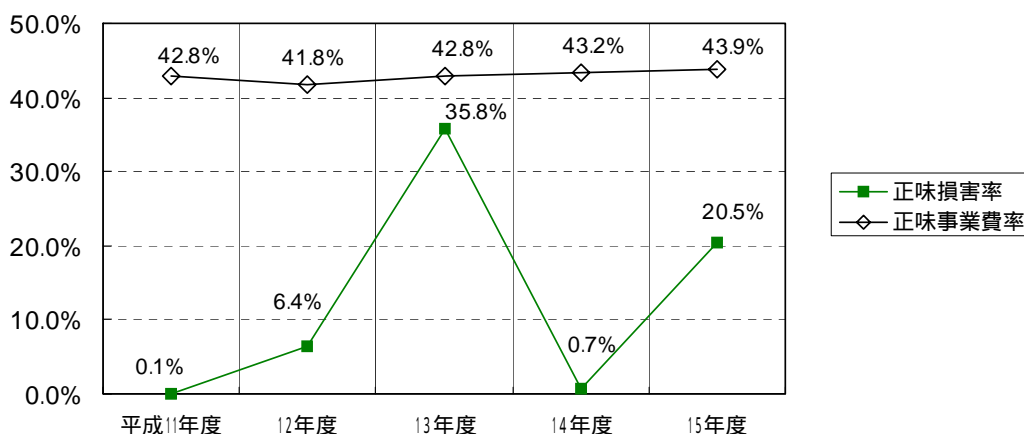
代表的な経営指標



ソルベンシー・マージン比率



正味損害率・正味事業費率



単位:百万円

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
正味収入保険料	48,257	52,637	50,859	47,566	50,896
正味損害率	0.1%	6.4%	35.8%	0.7%	20.5%
正味事業費率	42.8%	41.8%	42.8%	43.2%	43.9%
保険引受収益	54,291	58,114	62,860	51,897	54,678
利息及び配当金収入	13,153	11,431	10,351	9,758	9,271
経常利益	661	534	707	303	184
当期純利益	23	35	22	10	17
ソルベンシー・マージン比率	179.0%	188.8%	203.3%	176.3%	184.3%
純資産額	1,484	1,519	1,569	1,577	1,579
総資産額	585,789	637,214	681,736	726,458	761,594
株式等評価差額金	-	-	27	25	14
地震保険評価差額金	-	-	11,748	11,825	7,000

不良債権については、該当ありません

I 会社の現況	1
1 経営方針.....	1
2 会社の特色.....	1
3 運営体制.....	1
(1) 大震災への対応.....	1
(2) 法令遵守の体制.....	2
(3) リスク管理の体制.....	2
(4) 社外・社内の監査・検査体制.....	3
4 社会貢献活動.....	4
(1) 救命技能認定証の取得.....	4
(2) 地球環境問題.....	4
(3) ボランティア.....	4
5 トピックス.....	4
(1) 大震災を想定したシミュレーション.....	4
(2) ホームページの充実.....	4
(3) 人事制度の改定.....	5
II 会社の概要	6
1 会社の沿革.....	6
2 会社の組織.....	6
(1) 会社の機構.....	6
(2) 店舗所在地.....	6
3 株主・株式の状況.....	7
(1) 基本事項.....	7
(2) 株式状況.....	7
(3) 大株主.....	8
(4) 資本金の推移.....	8
4 役員の状況.....	9
5 従業員の状況.....	12
III 地震保険のしくみ	13
1 地震保険制度発足の経緯.....	13
2 地震保険の内容(平成 16 年 4 月 1 日現在).....	13
(1) 担保する危険.....	13
(2) 保険の目的.....	13
(3) 保険期間.....	13
(4) 保険金額.....	14
(5) 支払保険金.....	14
(6) 損害の認定基準.....	14
(7) 保険金総支払限度額.....	14

(8) 地震保険料率.....	15
3 再保険の仕組み.....	18
4 当社、損害保険会社および政府の保険責任.....	19
(1) 責任(負担)限度額.....	19
(2) 負担方法(再保険スキーム).....	19
(3) 平成 15 年度末の危険準備金および政府責任準備金の残高.....	19
(4) 当社、損害保険会社および政府の負担額の具体例.....	20
5 保険金支払いの仕組み.....	20
6 再保険金の支払状況(地震保険の保険金支払状況).....	20
7 地震保険契約都道府県別保有高および普及率(平成 16 年 3 月末現在).....	22

IV 事業の概況.....23

1 直近の事業年度における事業の概況.....	23
(1) 損益の状況.....	23
(2) 資産の状況.....	23
(3) 保険引受の状況.....	23
2 直近の 5 事業年度における主要な業務の状況を示す指標.....	24
3 直近の 3 事業年度における業務の状況を示す指標.....	25
(1) 主要な業務の状況を示す指標等.....	25
(2) 保険契約に関する指標等.....	26
(3) 経理に関する指標等.....	26
(4) 特別勘定に関する指標.....	29
(5) 地震保険の責任準備金残高の内訳.....	30
(6) 資産運用に関する指標等.....	30

V 経理の状況.....37

1 直近の 2 事業年度における計算書類.....	37
(1) 貸借対照表.....	37
(2) 損益計算書.....	40
(3) キャッシュ・フロー計算書.....	42
(4) 利益処分.....	43
(5) 1 株当たりの配当等及び 1 人当たりの総資産額.....	43
2 リスク管理債権.....	44
3 債務者区分に基づいて区分された債権.....	44
4 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率).....	45
5 時価情報等(取得価額または契約価額、時価および評価損益).....	47
(1) 有価証券.....	47
(2) 金銭の信託.....	48
(3) デリバティブ取引情報.....	48

VI 損害保険用語の解説.....50

1 会社の現況

1 経営方針

「家計地震保険制度の健全な運営を通して、豊かで安全な社会制度の維持・発展に寄与し、広く社会から信頼される企業を目指す。」ことを経営理念としています。

さらに、「社員の主体性・チャレンジ精神を原点において、

環境の変化に迅速・果断に挑戦し、公正・透明で健全な経営を実現する。

再保険金支払い体制を万全なものとし、大震災時における迅速かつ的確な対応を実現する。

資産運用は、流動性と安全性を第一義とし、それに収益性を加味して着実に行う。」

ことを経営方針としています。

2 会社の特色

地震は発生が予測できない上に大震災では一度に何兆円、何十兆円という損害をもたらします。このため家計分野の地震保険は、他の保険と異なり「地震保険に関する法律」により、お客様(契約者)に確実に保険金を支払えるように政府、損害保険会社、当社の三者で再保険制度(いわばセーフティネット)を組んでいます。またお客様から預かった保険料は損害保険会社から切り離し、政府と当社で管理し、運用しています。

当社はこのように再保険制度の中心にあって、政府、損害保険会社、当社の三者間の再保険手続きを行うとともに、お客様からお預かりした保険料の管理・運用を行う日本で唯一の再保険会社です。

(注)再保険の仕組みについては後記 3「再保険の仕組み」および「損害保険用語の解説」をご覧ください。

3 運営体制

(1) 大震災への対応

当社の使命は大震災の際、いかに迅速かつ確実に再保険金を支払うかということにつきます。日常の会社業務は、全て大震災に対応できる体制づくりの観点から行っています。このため平時においても常勤役員、全管理職により構成された災害対策委員会を常設して訓練・体制整備を毎年定期的を実施しています。また、保険料の管理・運用は流動性(換金性)、安全性に細心の注意を払っています。具体的には次のとおりです。

災害対策委員会とその活動内容

大震災時の支払い体制づくりのため常勤役員、管理職からなる災害対策委員会を常設しています。年間の施策にもとづき大地震を想定した再保険金支払い演習等の訓練を全社員で実施するほか、大震災時の緊急対策マニュアルの整備点検等を行っています。

また、資金繰りまで含めた大震災時の支払体制点検については、すでに平成14年度に「区部直

下型地震」の被害想定(平成9年8月東京都が作成)にもとづいたシミュレーションにより行いました。

平成16年度は更に本格的な首都圏の震災シミュレーションを行うために、損害保険業界、損害保険料率算出機構、外部研究機関の三者が連携したプロジェクトチームをスタートさせています。この結果は当社のみならず損害保険各社の支払い体制の整備にも活用する予定です。

資金調達体制整備

当社は、再保険金の支払いに備えて、常に流動性の高い高格付け債券を中心に運用し、基本的には4日以内にほぼ全資産を換金できるように準備しています。しかし、首都圏で大地震が発生した場合は、最悪、市場が機能せず換金が困難な状況もしくは著しく不利な価格で売却せざるを得ない状況も予想されます。こうした事態に備え、再保険金の支払いに万全を期すために銀行と融資協定を締結しています。

運用体制については、主として流動性、安全性の観点から常時点検していますが、実際に大量に換金が必要となる大震災時の市場の状態等に合ったものになっているかという点について、災害対策委員会でスタートさせた本年度の首都圏震災シミュレーションのなかで再点検していきます。

(2) 法令遵守の体制

当社は法令等の遵守を経営の最重要課題のひとつと位置付け、保険会社として求められる健全な企業風土の醸成に努めております。

社内のコンプライアンスを一元的に管理・推進していくために、コンプライアンス推進室を設置し、各部にコンプライアンス推進員を任命しております。また、監査役、内部監査委員会とも連携してコンプライアンス全般に関する取組状況について定期的に検証し、社内管理体制の充実を図っています。

平成16年度は、引き続き「コンプライアンス・マニュアル」を全社員に周知徹底するとともに、人権研修、コンプライアンスに関する個別ヒアリングの実施、コンプライアンス推進員による各部個別業務に関する法令等の研修を実施いたします。

(3) リスク管理の体制

金融の自由化の進展、金融技術の高度化、複雑化など金融を取り巻く環境が急速に変化する中、リスク管理の重要性はますます高まっています。

当社ではリスク管理を経営の重要課題と位置付け、リスク管理体制の整備・充実に努めています。具体的な取り組みとしては、リスクの状況を正確に把握し、適切に管理するため、リスク管理を統括する部署として「リスク管理グループ」を設置し、リスクの統合管理機能の強化を図るとともに、その状況を取締役会、常務会に定期的に報告しています。

資産運用リスクへの対応について

お預かりしている資産は7千億円を超えています。これらの資産については、大震災時の再保険金支払いを迅速かつ確実にを行うことを第一義として、公共債を中心に運用しています。資産運用のリスク管理は毎年のリスク管理方針に従い行っていますが、主なものは以下のとおりです。

(イ) 市場リスク

金利、為替の変動による資産価値の変動幅の計測を行い、これにもとづいてリスク量を限定しています。

(ロ) 信用リスク

購入債券は格付け機関の格付けを参考に、信用力の高い発行体に限定するとともに、保有債券の信用力も常にチェックしています。また、特定企業グループや特定業種などへの集中を回避するため個別的な管理も行っています。

(ハ) 流動性リスク

個別債券毎の換金性を事前点検するとともに、全資産の換金性についても点検しています。

事務リスクへの対応について

権限や事務手続き等の規程や事務処理マニュアルを常時見直し、正確で迅速な事務処理を徹底しています。また、内部監査において、規程等が網羅的かつ法令等に則っているかどうかを定期的にチェックしています。

システムリスクへの対応について

情報システムの安全を確保するために、「セキュリティポリシー」を定めるとともに、情報資産を総合的に管理するために「セキュリティ委員会」を設置しています。

災害時におけるシステムのセキュリティ確保に重点を置いて危機管理計画を常時見直し、管理体制の充実に努めています。

(4) 社外・社内の監査・検査体制

社外の監査および検査

当社は、経営および業務運営全般に関して保険業法第 129 条および第 313 条にもとづく金融庁の検査及び地震保険に関する法律第 9 条にもとづく財務省の検査の対象となっています。

また、このほかに、商法特例法にもとづき、中央青山監査法人による会計監査を受けています。

社内の監査

監査役が行う商法上の監査のほかに、当社では社内の独立組織として「内部監査委員会」を設置しています。内部監査では、会社の健全な発展と社会的な信用の向上に資するため、すべての業務を対象として、会社における諸制度および諸活動の遂行状況を合法性と合理性の観点から検証しています。

4 社会貢献活動

(1) 救命技能認定証の取得

大地震をはじめとする各種災害発生時における負傷者の救護に役立てるため、役職員は全員東京消防庁による上級救命講習を受講し、「上級救命技能認定証」を取得しております。

また、数名が東京消防庁による3日間の応急普及員講習を受講し、応急手当を指導できる資格を取得しています。

(2) 地球環境問題

社内における紙、電気、ガスの省資源、事務機器・文具等について環境に配慮した製品の購入、分別回収ボックスによるリサイクルに取り組んでいます。

また、事務所の冷暖房の温度設定を緩め、男性について夏季はノージャケット、ノーネクタイを推進しています。

(3) ボランティア

- ・毎年、社内において、読み終わった図書等の交換によるチャリティーを行い、その収益金および同額の会社協力金を「国境なき医師団」に寄付しています。
- ・使用済みの切手、プリペイドカード、書き損じのハガキを集め、中央区ボランティアセンターを通じて日本キリスト教海外医療協力会等へ寄贈しています。
- ・中央区のクリーンデー(地域美化運動)への参加の他、毎年数回日本橋地区の清掃活動を行っています。

5 トピックス

(1) 大震災を想定したシミュレーション

当社では、首都圏直下型地震の被害を想定し、その対応として資金調達、要員計画、初期行動計画等を作成しておりますが、平成16年度は、損害保険業界とも共同し、外部機関に調査を委託して、より精度の高いシミュレーションを策定することにしています。

その結果を、当社を含む業界全体の支払体制や資産運用体制の整備に活かすことを目指しています。

平成15年度にはより実践的な災害対策訓練・演習として、ロールプレイング方式による訓練を実施し、就業時間中に大地震が発生したと想定した初期行動や徒歩による出退社演習を全社員が実施しました。

(2) ホームページの充実

「地震保険Q&A」および「リンク集」ならびに「サイトマップ」を充実させ、より一層皆様のお役に立てる内容に変更しました。

(3) 人事制度の改定

定年退職時まで、いきいきと働くことを目指して 56 歳以上の給与体系を廃止し、年齢にかかわらず職員全員について同一基準で人事考課を行い、同一の給与テーブルを使用する合理的な人事制度に改定しました。

11 会社の概要

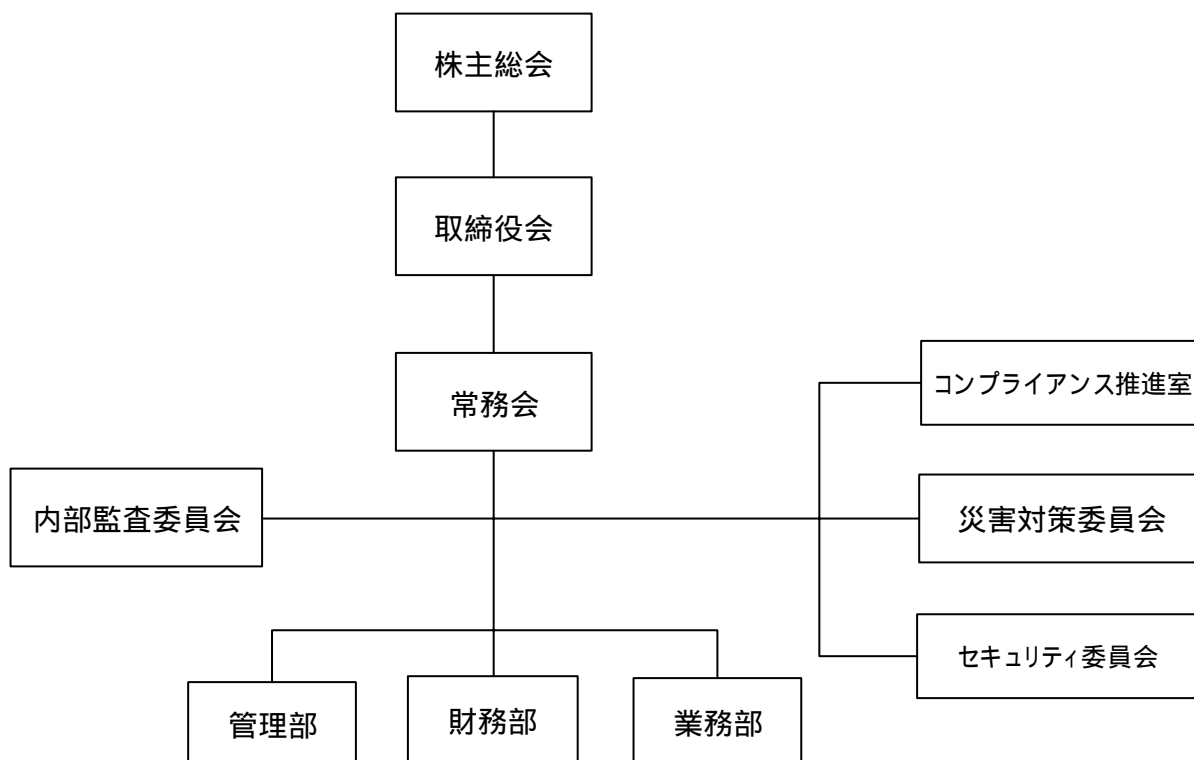
1 会社の沿革

- 昭和 41 年 5 月 30 日 国内損害保険会社 20 社の出資により資本金 10 億円で東京都千代田区に会社設立
- 昭和 41 年 6 月 1 日 地震保険事業免許を取得
- 昭和 41 年 6 月 1 日 営業開始
- 平成 8 年 7 月 1 日 所在地を東京都中央区に移転

2 会社の組織

(1) 会社の機構

(平成 16 年 6 月 30 日現在)



当社では、営業機構、海外ネットワーク、子会社はありません。

(2) 店舗所在地

本社のみ 東京都中央区日本橋小舟町 8-1 小舟町富士プラザ内 Tel:03-3664-6074

3 株主・株式の状況

(1) 基本事項

株主総会開催時期

定時株主総会は毎年4月1日から4ヶ月以内に開催します。臨時総会の必要がある場合には随時招集し開催します。

決算期日

毎年3月31日

公告掲載新聞

保険業法に定める公告は東京都において発行される日本経済新聞に掲載し、その他公告は官報に掲載します。

(2) 株式状況

(平成16年7月1日現在)

発行する株式の総数	2,000千株
発行済み株式の総数	2,000千株
株主数	13名

(3) 大株主

(平成 16 年 7 月 1 日現在)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
三井住友海上火災保険株式会社	338	16.9
株式会社損害保険ジャパン	321	16.1
東京海上火災保険株式会社	300	15.0
日動火災海上保険株式会社	237	11.9
日本興亜損害保険株式会社	208	10.4
あいおい損害保険株式会社	153	7.7
富士火災海上保険株式会社	123	6.2
ニッセイ同和損害保険株式会社	102	5.1
トーア再保険株式会社	93	4.7
日新火災海上保険株式会社	61	3.1

(4) 資本金の推移

(単位:億円)

年度	平成 13 年度末	平成 14 年度末	平成 15 年度末
資本金	10	10	10

役名および職名	氏名・生年月日	職 歴
常務取締役 (代表取締役)	よし だ たつ るう 吉田 達郎 昭和23年 4月30日	昭和47年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 (現損害保険ジャパン) 平成13年 6月 同社執行役員就任 平成13年10月 同社常務執行役員就任 平成14年 7月 株式会社損害保険ジャパン常務執行役員就任 平成16年 4月 同社顧問就任 平成16年 6月 当社常務取締役就任(現職)
取 締 役	うえ むら ひろ ゆき 植村 裕之 昭和17年1月23日	昭和40年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 (現三井住友海上) 平成 3年 6月 同社取締役就任 平成10年 6月 同社取締役社長就任 平成10年 6月 当社取締役就任(現職) 平成13年10月 三井住友海上火災保険株式会社取締役社長就任(現職)
取 締 役	ひら の ひろ し 平野 浩志 昭和17年6月25日	昭和40年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 (現損害保険ジャパン) 平成 6年 6月 同社取締役就任 平成11年 4月 同社取締役社長就任 平成11年 6月 当社取締役就任(現職) 平成14年 7月 株式会社損害保険ジャパン取締役社長就任(現職)
取 締 役	いし はら くに お 石原 邦夫 昭和18年10月17日	昭和41年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成 7年 6月 同社取締役就任 平成13年 6月 同社取締役社長就任(現職) 平成13年 6月 当社取締役就任(現職)
取 締 役	ひし ぐち とみ お 樋口 富雄 昭和17年10月22日	昭和40年 4月 日動火災海上保険株式会社入社 平成 5年 6月 同社取締役就任 平成13年 6月 同社取締役社長就任(現職) 平成13年 6月 当社取締役就任(現職)

役名および職名	氏名・生年月日	職 歴
取締役	松 澤 建 昭和13年3月30日	昭和35年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 (現日本興亜損害) 平成元年 6月 同社取締役就任 平成10年 7月 同社取締役社長就任 平成13年 4月 日本興亜損害保険株式会社取締役社長就任(現職) 平成13年 6月 当社取締役就任(現職)
常勤監査役	竹中賢太郎 昭和14年5月 5日	昭和38年 4月 社団法人日本損害保険協会入社 平成 9年 6月 同協会理事就任 平成12年 6月 同協会常務理事就任 平成16年 6月 当社常勤監査役就任(現職)
監査役	児 玉 正 之 昭和22年11月11日	昭和45年 4月 大東京火災海上保険株式会社入社 (現あいおい損害) 平成13年 6月 あいおい損害保険株式会社取締役就任 平成16年 4月 同社取締役社長就任(現職) 平成16年 6月 当社監査役就任(現職)
監査役	須藤秀一郎 昭和16年11月24日	昭和39年 4月 同和火災海上保険株式会社入社 (現ニッセイ同和損害) 平成 3年 6月 同社取締役就任 平成10年 4月 同社取締役社長就任 平成13年 4月 ニッセイ同和損害保険株式会社取締役社長就任(現職) 平成13年 6月 当社監査役就任(現職)
監査役	大谷光彦 昭和19年1月27日	昭和41年 4月 東亜火災海上再保険株式会社入社 (現ト-ア再保険) 平成 8年 6月 同社取締役就任 平成11年 4月 ト-ア再保険株式会社常務取締役就任 平成16年 6月 同社取締役社長就任(現職) 平成16年 6月 当社監査役就任(現職)

5 従業員の状況

(平成 16 年 3 月 31 日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
17 名	42.3 歳	12.4 年	465 千円

(注)1. 使用人兼務取締役、休職者はいません。

2. 平均給与月額は平成 16 年 3 月の平均給与月額(時間外手当を含む)であり、賞与を含んでいません。

111 地震保険のしくみ

1 地震保険制度発足の経緯

わが国は、世界的にも「地震国」といわれていますが、地震災害は、その発生がきわめて不確実であることや大地震の場合には甚大な被害をもたらすことから、通常では保険としては成立しにくいものと考えられていました。そのため過去において長年にわたり、地震保険制度についての研究、論議が繰り返されてきましたが、なかなか実現には至りませんでした。しかし、震災によって家屋・家財等の生活基盤を失った被災者の復興に役立つ家計地震保険(注)制度の創設は社会的な要請であり、損害保険業界において制度創設の研究が進められていました。

昭和39年(1964年)6月の新潟地震を契機に実現に向けての気運が高まり、政府と損害保険業界で保険制度を検討した結果、昭和41年(1966年)5月に「地震保険に関する法律」が制定され、この法律にもとづいて家計地震保険制度が発足しました。

制度発足時の地震保険の内容は、保険金額の限度額は建物90万円、家財60万円、支払保険金は全損の場合のみ補償、保険金の総支払限度額は3,000億円というものでありましたが、その後数回の改定を経て、現在は次の内容のとおりです。

(注)損害保険では、家庭の様々な危険に対処するために個人が加入する保険を「家計分野の保険」とし、企業の様々な危険に対処するために企業が加入する保険を「企業分野の保険」として区別しています。地震保険に関しても個人が加入する保険を「家計地震保険」と呼び、企業向け地震保険とは商品内容を異にしています。

「地震保険に関する法律」は家計地震保険を対象として制定されています。

2 地震保険の内容(平成16年4月1日現在)

地震保険は、居住用建物や家財を対象とする火災保険(住宅火災保険、住宅総合保険、店舗総合保険等)に、原則付帯(注)されます。

地震保険のみを単独で契約することはできません。

(注)地震保険を希望しない場合には、保険契約申込書の「地震保険ご確認」欄に押印が必要となります。

(1) 担保する危険

地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の目的について生じた損害

(2) 保険の目的

居住の用に供する建物および家財(生活用動産)

(3) 保険期間

1年、長期(2年～5年)および1年未満の短期の保険期間を設定することができます。

(4) 保険金額

地震保険を付帯する火災保険金額の30%～50%の範囲内で契約者に設定していただきます。ただし、建物(注)は5,000万円、家財は1,000万円が限度です。

(注)マンション等の区分所有建物の保険金額は、各区分所有者ごとに専有部分と共有持分を合わせて、5,000万円が限度となります。

(5) 支払保険金

下表のとおり、損害の程度により3区分の支払いが行われます。

保険の目的	損害の程度	保険金支払額
建 物	全 損	保険金額の100%〔ただし、時価額を限度とします。〕
	半 損	保険金額の50%〔ただし、時価額の50%を限度とします。〕
	一 部 損	保険金額の5%〔ただし、時価額の5%を限度とします。〕
家 財	全 損	保険金額の100%〔ただし、時価額を限度とします。〕
	半 損	保険金額の50%〔ただし、時価額の50%を限度とします。〕
	一 部 損	保険金額の5%〔ただし、時価額の5%を限度とします。〕

(6) 損害の認定基準

建物の場合

損害の程度	主要構造部の損害額	焼失、流失した床面積	床上浸水等
全 損	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	-
半 損	建物の時価の20%以上50%未満	建物の延床面積の20%以上70%未満	-
一 部 損	建物の時価の3%以上20%未満	-	建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、全損・半損に至らない場合

家財の場合

損害の程度	家財の損害額
全 損	家財の時価の80%以上
半 損	家財の時価の30%以上80%未満
一 部 損	家財の時価の10%以上30%未満

(7) 保険金総支払限度額

1回の地震等につき支払われる保険金の総支払限度額は、平成16年4月現在、4兆5,000億円となっています。詳しくは、19頁「3当社、損害保険会社および政府の保険責任」をご参照ください。

(8) 地震保険料率

地震保険料率は「損害保険料率算出団体に関する法律」に従い、損害保険料率算出機構^(注1)が算出します。

$$\text{地震保険料率} = \text{基本料率}(\text{純保険料率} + \text{付加保険料率}) \times (100\% - \text{割引率})$$

地震保険の基本料率の構成は、将来の保険金の支払いに充てられる部分である「純保険料率」と社費および代理店手数料等に充てられる部分である「付加保険料率」からなっています。「純保険料率」は、具体的には、国立天文台編の「理科年表」^(注2)に掲載されている過去約 500 年間に発生し被害をもたらした 375 の地震データを活用して算出しています。

(注1)「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき設立された、損害保険における公正な保険料率の算出の基礎とし得る料率等を算出する団体です。

(注2)文部科学省国立天文台編。天文、気象、地学等自然科学に関する広範囲なデータを取りまとめ、最新の研究、観測等により毎年改定される資料本です。この中の「日本付近のおもな被害地震年代表」が純保険料率算出に使用されています。

基本料率(建物、家財とも)

基本料率は保険の目的である建物および家財を収容する建物の構造、所在地により決定します。

保険金額 1,000 円、保険期間 1 年につき

(単位：円)

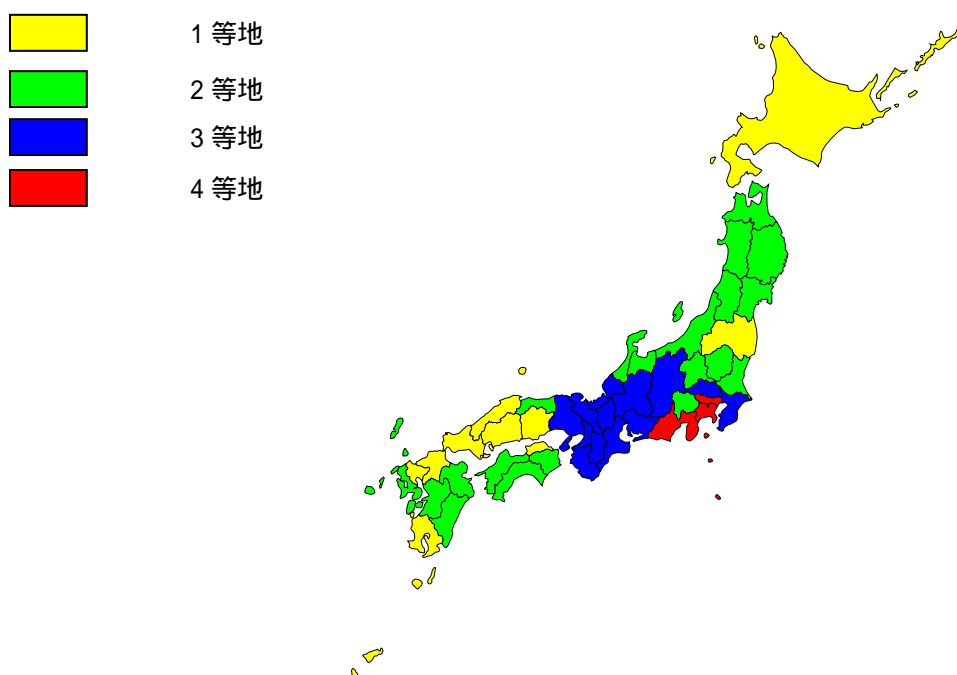
等地別	構造	非木造	木造
	1 等地		0.50
2 等地		0.70	1.65
3 等地		1.35	2.35
4 等地		1.75	3.55

1等地 北海道、福島県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、鹿児島県、沖縄県

2等地 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、鳥取県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県

3等地 埼玉県、千葉県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

4等地 東京都、神奈川県、静岡県



〔保険料計算例〕

東京都(4等地)の年間保険料(契約期間1年)

	地震保険金額	鉄筋コンクリート造 マンション	木造モルタル塗建物
建物	1,000万円	17,500円	35,500円
家財	500万円	8,750円	17,750円
合計	1,500万円	26,250円	53,250円

割引率

下記の(イ)・(ロ)の場合に、前頁の基本料率が割り引かれます。ただし、(イ)と(ロ)の重複適用はできません。

(イ) 建築年割引率

建物が昭和56年6月1日以降に新築されたものおよびその建物に収容された家財である場合

割引率 10%

(ロ) 耐震等級割引率

建物の耐震等級が下記に該当する場合およびその建物に収容された家財である場合

耐震等級	割引率
3	30%
2	20%
1	10%

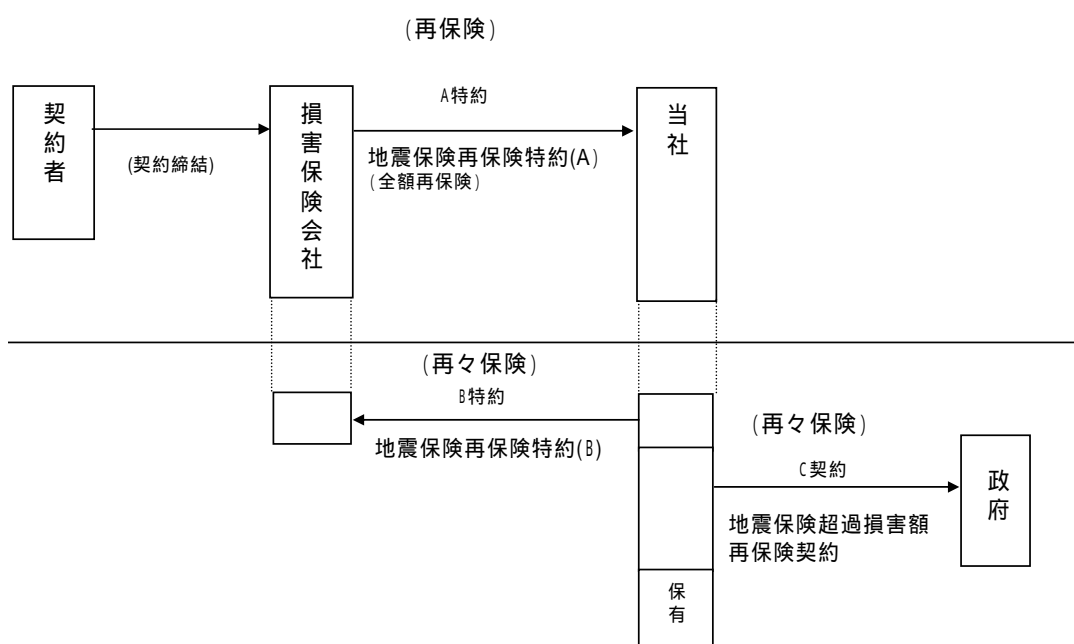
住宅の耐震等級とは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定められた表示事項の一つである耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」において住宅の耐震性能を評価した指標のことをいい、次のとおり定められています。

耐震等級3	極めて稀に(数百年に一度程度、以下同じ。)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの、以下同じ。)の1.5倍の力に対して倒壊・崩壊等しない程度
耐震等級2	極めて稀に発生する地震による力の1.25倍の力に対して倒壊・崩壊等しない程度
耐震等級1	極めて稀に発生する地震による力に対して倒壊・崩壊等しない程度

3 再保険の仕組み

巨大地震等が発生した場合、高額な保険金の支払いが予想されますが、損害保険会社の担保力には限度がありますので、再保険によって政府が保険責任を分担するという官民一体の制度となっています。

当社は、損害保険会社が引き受けた地震保険契約の全責任を再保険により引き受け、その責任を均質化して損害保険会社および政府に対しそれぞれの限度額に応じて再々保険し、その残余の責任額を負担しています。



損害保険会社から当社への再保険〔地震保険再保険特約(A)〕

日本国内で営業している損害保険各社と当社との間で再保険特約を締結しており、この再保険特約によって損害保険会社は「地震保険に関する法律」にもとづいて引き受けた地震保険契約の保険責任の全額をもれなく当社に再保険し、当社は拒否することなくこれを引き受けることが定められています。

当社から損害保険会社への再々保険〔地震保険再保険特約(B)〕

当社は、損害保険会社と個別に再保険特約を締結して、地震保険再保険特約(A)によって引き受けた保険責任のうちの一部を損害保険会社に再々保険しています。損害保険各社の引き受け割合は、地震保険の危険準備金残高などに応じて決定されています。

当社から政府への再々保険〔地震保険超過損害額再保険契約・・・(契約)〕

当社は、政府と地震保険超過損害額再保険契約を締結して、地震保険再保険特約(A)によって引き受けた保険責任のうち国会で承認された責任限度額を政府に再々保険しています。

4 当社、損害保険会社および政府の保険責任

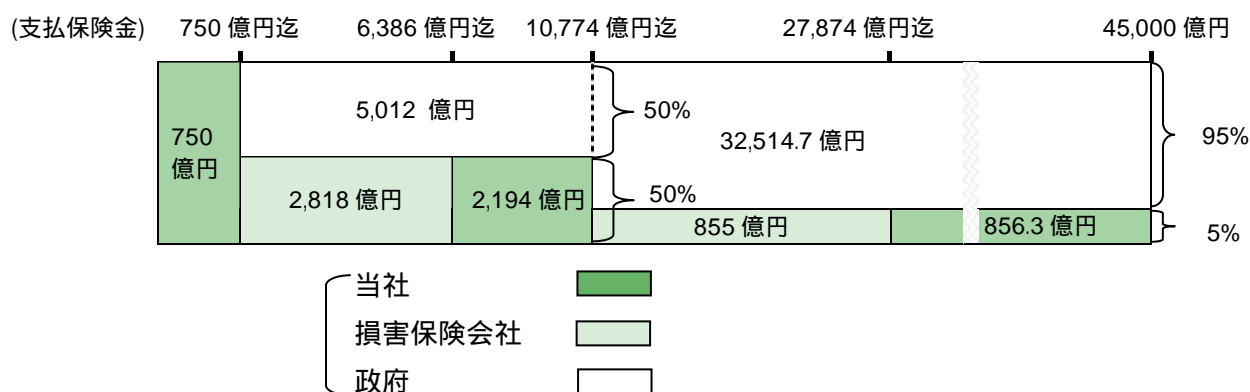
当社、損害保険会社および政府それぞれの責任限度額や責任負担の方法を簡単に図示したものが再保険スキームです。

現行の再保険スキームは、平成14年4月1日に次のとおり改定され、1回の地震等につき当社は最大3,800.3億円、損害保険会社は最大3,673.0億円、政府は最大3兆7,526.7億円、と合計4兆5,000億円を負担することになっています。

(1) 責任(負担)限度額

当 社	3,800.3 億円
損 害 保 険 会 社	3,673.0 億円
政 府	3 兆 7,526.7 億円
合 計 (保険金の総支払限度額)	4 兆 5,000.0 億円

(2) 負担方法(再保険スキーム)



(3) 平成15年度末の危険準備金および政府責任準備金の残高

ご契約者が支払われた保険料は、毎年の地震、噴火、津波による保険金の支払いや契約に必要な経費を除いたすべてを、将来の大震災時の支払いに備えて、その運用益と共に準備金として積み立てることが民間の保険会社、政府とも義務付けられています。

当 社	3,597 億円
損害保険会社	3,836 億円
政 府	8,979 億円
合 計	16,412 億円

(注) 損害保険会社の危険準備金には、税効果会計による繰延税金資産計上額が含まれています。

(4) 当社、損害保険会社および政府の負担額の詳細

例えば、1回の地震等により2兆円の保険金が支払われた場合、当社、損害保険会社および政府それぞれの負担額は次のとおりとなります。

(単位:億円)

支払保険金 負担者	750億円までの 部分	750億円を超え 10,774億円まで の部分	10,774億円を 超え2兆円まで の部分	負担額 合計
当 社	750	2,194	-	2,944.0
損害保険会社	-	2,818	461.3	3,279.3
政 府	-	5,012	8,764.7	13,776.7
合 計	750	10,024	9,226.0	20,000.0

5 保険金支払いの仕組み

契約者が損害保険会社へ保険金の請求を行った後、損害保険会社は契約者へ保険金を支払います。

契約者へ保険金を支払った損害保険会社は、その支払った保険金の全額を再保険金として当社へ請求し、当社は損害保険会社へ再保険金を全額支払います。

従って、当社の再保険金の支払額は、損害保険会社より契約者に支払われた保険金と同額となります。

6 再保険金の支払状況（地震保険の保険金支払状況）

平成15年度の支払は、宮城県沖・宮城県北部・十勝沖の3地震にかかる再保険金を中心に15,360件（保険証券の件数ベース）、再保険金9,682百万円となりました。主な地震別の支払状況は下記の表のとおりです。

地震名等	発生日	マグニチュード	契約件数 (件)	支払再保険金 (百万円)
三宅島噴火	平成12年6月29日以降	-	37	95
平成13年芸予地震	平成13年3月24日	6.7	45	22
宮城県沖を震源とする地震	平成15年5月26日	7.1	2,857	1,844
宮城県北部を震源とする地震	平成15年7月26日	6.4	2,427	2,083
平成15年十勝沖地震(注)	平成15年9月26日	8.0	9,940	5,604
その他	-	-	54	33
平成15年度支払再保険金合計	-	-	15,360	9,682

(注)平成15年9月26日に発生した「平成15年十勝沖地震」による再保険金の支払は、「平成13年芸予地震」に次ぐ過去3番目の支払いとなりました。

また、地震保険制度発足以来、再保険金支払額が多かった上位 10 地震等については以下の表のとおりです。

(平成 16 年 3 月 31 日現在)

地震名等	発生日	マグニチュード	契約件数 (件)	支払再保険金 (百万円)
1 平成7年兵庫県南部地震	平成 7年 1月 17日	7.3	65,427	78,347
2 平成13年芸予地震	平成 13年 3月 24日	6.7	24,429	16,929
3 平成15年十勝沖地震	平成 15年 9月 26日	8.0	9,940	5,604
4 平成12年鳥取県西部地震	平成 12年 10月 6日	7.3	4,075	2,866
5 宮城県北部を震源とする地震	平成 15年 7月 26日	6.4	2,427	2,083
6 宮城県沖を震源とする地震	平成 15年 5月 26日	7.1	2,857	1,844
7 平成6年北海道東方沖地震	平成 6年 10月 4日	8.2	4,103	1,333
8 平成6年三陸はるか沖地震	平成 6年 12月 28日	7.6	4,172	1,237
9 雲仙普賢岳噴火	平成 5年 4月 28日	-	216	1,134
10 平成5年釧路沖地震	平成 5年 1月 15日	7.5	3,627	989

(注)「平成7年兵庫県南部地震」は、78,347百万円の支払となりましたが、当時の再保険スキームにより、その内政府は6,173百万円、当社は40,000百万円、損害保険会社は32,173百万円を負担しました。

7 地震保険契約都道府県別保有高および普及率(平成16年3月末現在)

平成16年3月末の世帯数が確定していないため、平成15年3月末現在の世帯数を記載しています。したがって、普及率は暫定値となっております。

都道府県名	世帯数(A)	地震保険		普及率 (B)/(A)	平均 保険金額	構成割合	
		件数(B)	保険金額			件数	保険金額
	千世帯	千件	百万円	%	千円	%	%
北海道	2,496	405	2,682,337	16.26	6,608	4.74	4.24
青森	547	61	404,244	11.30	6,531	0.72	0.64
岩手	485	40	287,845	8.43	7,035	0.48	0.45
宮城	848	175	1,370,575	20.75	7,789	2.06	2.17
秋田	408	34	240,079	8.46	6,951	0.40	0.38
山形	385	27	209,307	7.16	7,573	0.32	0.33
福島	710	77	561,873	10.85	7,287	0.90	0.89
東北計	3,386	418	3,073,925	12.35	7,353	4.88	4.86
茨城	1,029	160	1,128,123	15.57	7,039	1.87	1.78
栃木	693	87	672,571	12.60	7,699	1.02	1.06
群馬	711	60	459,812	8.46	7,640	0.70	0.73
北関東計	2,433	307	2,260,507	12.65	7,344	3.60	3.57
埼玉	2,618	487	3,343,740	18.62	6,860	5.70	5.29
千葉	2,314	514	3,797,431	22.23	7,381	6.01	6.00
東京	5,692	1,432	10,856,085	25.16	7,581	16.73	17.16
神奈川	3,548	862	6,189,988	24.31	7,176	10.08	9.78
南関東計	14,174	3,296	24,187,245	23.26	7,337	38.52	38.23
新潟	803	90	656,611	11.29	7,236	1.06	1.04
富山	364	27	239,696	7.41	8,871	0.32	0.38
石川	413	44	368,030	10.75	8,286	0.52	0.58
福井	259	26	236,471	10.35	8,816	0.31	0.37
山梨	316	57	533,775	18.23	9,258	0.67	0.84
長野	769	57	537,288	7.47	9,344	0.67	0.85
北陸・甲信越計	2,926	304	2,571,873	10.39	8,456	3.55	4.07
岐阜	694	123	927,708	17.79	7,508	1.44	1.47
静岡	1,331	297	2,161,642	22.37	7,259	3.48	3.42
愛知	2,598	692	5,196,297	26.66	7,502	8.09	8.21
三重	665	105	815,963	15.88	7,726	1.23	1.29
中部計	5,289	1,219	9,101,611	23.06	7,463	14.25	14.39
滋賀	453	47	369,590	10.42	7,828	0.55	0.58
京都	1,036	125	966,842	12.14	7,685	1.47	1.53
大阪	3,616	623	4,428,449	17.23	7,106	7.28	7.00
兵庫	2,164	282	2,107,415	13.03	7,472	3.30	3.33
奈良	520	70	563,094	13.57	7,974	0.83	0.89
和歌山	408	54	423,118	13.33	7,776	0.64	0.67
近畿計	8,198	1,203	8,858,511	14.68	7,362	14.06	14.00
鳥取	214	28	226,000	13.30	7,908	0.33	0.36
島根	265	21	183,751	8.22	8,405	0.26	0.29
岡山	724	78	575,428	10.87	7,306	0.92	0.91
広島	1,151	220	1,626,625	19.17	7,369	2.58	2.57
山口	616	68	546,710	11.12	7,981	0.80	0.86
中国計	2,973	418	3,158,517	14.07	7,548	4.89	4.99
徳島	302	40	357,784	13.41	8,807	0.47	0.57
香川	386	57	486,186	14.99	8,396	0.68	0.77
愛媛	599	79	612,803	13.28	7,696	0.93	0.97
高知	340	57	416,270	16.80	7,281	0.67	0.66
四国計	1,629	235	1,873,044	14.44	7,959	2.75	2.96
福岡	1,998	313	2,246,547	15.68	7,168	3.66	3.55
佐賀	291	15	125,744	5.47	7,890	0.19	0.20
長崎	587	33	251,433	5.67	7,548	0.39	0.40
熊本	684	111	843,768	16.35	7,539	1.31	1.33
大分	475	54	453,883	11.42	8,353	0.63	0.72
宮崎	471	68	499,958	14.64	7,248	0.81	0.79
鹿児島	754	117	806,158	15.60	6,849	1.38	1.27
沖縄	490	33	272,015	6.88	8,057	0.39	0.43
九州・沖縄計	5,754	749	5,499,509	13.02	7,339	8.76	8.69
全国計	49,260	8,558	63,267,082	17.37	7,392	100.00	100.00

(注)1.世帯数は、平成15年3月末現在(市町村自治研究会編 住民基本台帳人口要覧 平成15年版)

2.地震保険件数・保険金額は、損害保険料率算出機構統計による。

IV 事業の概況

1 直近の事業年度における事業の概況

(1) 損益の状況

経常収益

正味収入保険料 508 億円に、資産運用収益 116 億円およびその他を加えた経常収益は 663 億円となりました。

経常費用

保険引受費用 540 億円に、資産運用費用 75 億円、営業費及び一般管理費 8 億円ならびにその他経常費用 37 億円を加えた経常費用は 661 億円となりました。

経常利益および当期純利益

経常収益 663 億円から経常費用 661 億円を差し引いた経常利益は 1 億円となり、法人税及び住民税 1 億円および法人税等調整額 6 百万円等を差し引いた当期純利益は 17 百万円となりました。

(2) 資産の状況

資産の部

資産合計は 7,615 億円となりました。主な内訳は、現金及び預貯金 440 億円、買入金銭債権 109 億円、金銭の信託 117 億円および有価証券 6,822 億円です。

負債の部

負債合計は 7,600 億円となりました。主な内訳は、保険契約準備金 4,132 億円および受託金 3,342 億円です。

資本の部

資本合計は 15 億円となりました。

(3) 保険引受の状況

正味支払保険金が 96 億円、損害調査費が 7 億円となったため当期の損害率は 20.5%となりました。また、当社の担保力をあらわす危険準備金の残高は 180 億円増えて、3,597 億円となりました。

2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

区分	年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
正味収入保険料 (対前期増減()率)		48,257 (8.4%)	52,637 (9.1%)	50,859 (3.4%)	47,566 (6.5%)	50,896 (7.0%)
経常収益 (対前期増減()率)		67,175 (9.8%)	68,287 (1.7%)	73,430 (7.5%)	58,460 (20.4%)	66,352 (13.5%)
経常費用 (対前期増減()率)		66,514 (10.6%)	67,752 (1.9%)	72,722 (7.3%)	58,156 (20.0%)	66,167 (13.8%)
経常利益 (対前期増減()率)		661 (38.6%)	534 (19.2%)	707 (32.5%)	303 (57.1%)	184 (39.3%)
当期純利益 (対前期増減()率)		23 (7.7%)	35 (51.1%)	22 (34.5%)	10 (55.6%)	17 (74.2%)
資本金 (発行済株式総数)		1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)
純資産額		1,484	1,519	1,569	1,577	1,579
総資産額		585,789	637,214	681,736	726,458	761,594
責任準備金残高 (対前期増減()率)		313,343 (11.7%)	338,558 (8.0%)	360,778 (6.6%)	391,482 (8.5%)	412,968 (5.5%)
(うち危険準備金残高) (対前期増減()率)		275,120 (11.9%)	294,412 (7.0%)	312,523 (6.2%)	341,675 (9.3%)	359,772 (5.3%)
貸付金残高 (対前期増減()率)		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
有価証券残高 (対前期増減()率)		522,178 (11.3%)	542,208 (3.8%)	618,296 (14.0%)	652,210 (5.5%)	682,285 (4.6%)
ソルベンシー・マージン比率		179.0%	188.8%	203.3%	176.3%	184.3%
配当性向		-%	-%	-%	-%	-%
従業員数		22名	20名	20名	20名	17名

(注) ソルベンシー・マージン比率の当社数値は保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項により、行政当局の行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないこととなっています。詳細は、45、46頁を参照下さい。

3 直近の3事業年度における業務の状況を示す指標

(I) 主要な業務の状況を示す指標等

正味収入保険料等

種目:地震

(単位:百万円)

区分 \ 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
受再保険料 (A)	107,038	100,309	108,028
解約返戻金 (B)	1,897	1,491	1,045
支払再保険料 (C)	51,657	48,902	54,096
受再正味保険料 (A-B)	102,517	96,469	104,993
正味収入保険料 (A-B-C)	50,859	47,566	50,896

(注)1. 解約返戻金...受再保険の解約返戻金です。

2. 受再正味保険料...受再保険料から解約返戻金、その他返戻金を控除したものです。

3. 正味収入保険料...受再正味保険料から支払再保険料を控除したものです。

保険引受利益

(単位:百万円)

区分 \ 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
保険引受収益	62,860	51,897	54,678
保険引受費用	61,771	51,199	54,097
営業費及び一般管理費	420	412	427
その他の収支	669	286	154
保険引受利益	-	-	-

(注)1.上記の営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。

2.その他の収支は、地震保険損益計算における法人税等相当額です。

正味支払保険金等

種目:地震

(単位:百万円)

区分 \ 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
受再正味保険金 (A)	17,113	292	9,682
回収再保険金 (B)	58	-	-
正味支払保険金 (A-B)	17,055	292	9,682

(注)1.受再正味保険金...受再契約の支払保険金から保険金戻入を控除したものです。

2.正味支払保険金...受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものです。

(2) 保険契約に関する指標等

正味損害率及び正味事業率

(単位:百万円)

区分 \ 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
正味損害率	35.8%	0.7%	20.5%
保険引受に係る事業費 (保険引受に係る営業費及び一般管理費)	21,772	20,565	22,345
(諸手数料及び集金費)	420	412	427
(諸手数料及び集金費)	21,352	20,153	21,918
正味事業費率	42.8%	43.2%	43.9%

(注)1.正味損害率...(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

2.正味事業費率...(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)
÷正味収入保険料

当社は、契約者配当金を支払っていません。

(3) 経理に関する指標等

支払備金の額及び責任準備金の額

(単位:百万円)

区分 \ 年度	平成 13 年度末	平成 14 年度末	平成 15 年度末
支払備金	178	61	327
責任準備金	360,778	391,482	412,968
合計	360,957	391,543	413,296

引当金明細表

(単位:百万円)

区 分	平成 14 年 度末残高	平成 15 年 度増加額	平成 15 年度減少額		平成 15 年 度末残高	摘要
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	9	-	-	9	-	洗替による取崩額
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	
特定海外債権引当金勘定	-	-	-	-	-	
退職給付引当金	70	21	19	8	64	
賞与引当金	13	12	13	-	12	
価格変動準備金	0	0	-	-	0	
合 計	93	34	33	17	77	

資本金等明細表

(単位:百万円)

区 分		平成 14 年度 末残高	平成 15 年 度増加額	平成 15 年 度減少額	平成 15 年度 末残高
資 本 金		1,000	-	-	1,000
うち 発行 株式	普 通 株 式	(2,000 千株) 1,000	-	-	(2,000 千株) 1,000
	計	(2,000 千株) 1,000	-	-	(2,000 千株) 1,000
利益準備金 および 任意積立金	(利 益 準 備 金)	1	-	-	1
	(任 意 積 立 金)				
	特 別 積 立 金	17	-	-	17
	価額変動特別積立金	39	-	-	39
計		57	-	-	57

(注) 平成 15 年度末における自己株式数は、11,400 株です。

事業費(含む損害調査費)

(単位:百万円)

区分 \ 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
人 件 費	382	266	352
物 件 費	1,440	460	1,090
税金・拠出金	139	130	139
諸手数料及び集金費	21,352	20,153	21,918
合 計	23,316	21,011	23,501

(注) 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。

有価証券売却益明細表

(単位:百万円)

区分 \ 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
国 債 等	553	115	26
外 国 証 券	169	301	146
合 計	723	416	172

有価証券売却損明細表

(単位:百万円)

区分 \ 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
国 債 等	107	415	92
外 国 証 券	163	26	51
合 計	271	441	143

有価証券評価損明細表

(単位:百万円)

区分 \ 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
国 債 等	-	-	-
外 国 証 券	-	-	-
合 計	-	-	-

減価償却費明細表

(単位:百万円)

資産の種類	取得原価	平成 15 年度 償却額	償却累計額	平成 15 年度 未残高	償却累計率 %
建 物	88	3	44	43	50.5
(営 業 用)	(88)	(3)	(44)	(43)	(50.5)
(賃 貸 用)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
動 産	22	1	18	4	81.7
合 計	111	4	63	48	56.8

不動産動産等処分損

(単位:百万円)

区分	年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
土 地		-	-	-
(営 業 用)		-	-	-
(賃 貸 用)		-	-	-
建 物		-	-	-
(営 業 用)		-	-	-
(賃 貸 用)		-	-	-
建 物 仮 勘 定		-	-	-
(営 業 用)		-	-	-
(賃 貸 用)		-	-	-
不 動 産 計		-	-	-
(営 業 用)		-	-	-
(賃 貸 用)		-	-	-
動 産		-	-	0
合 計		-	-	0

責任準備金積み立て水準については、対象とする契約がないため省略します。

貸付金償却および不動産動産処分益は該当ありません。

(4) 特別勘定に関する指標

該当ありません。

(5) 地震保険の責任準備金残高の内訳

(単位:百万円)

区分 \ 年度	平成 13 年度末	平成 14 年度末	平成 15 年度末
危険準備金	312,523	341,675	359,772
払戻積立金	3,246	3,182	3,297
未経過保険料積立金	45,008	46,624	49,898
合計	360,778	391,482	412,968

(6) 資産運用に関する指標等

資産運用方針

当社は大地震などの発生の際には多額の再保険金を迅速に支払う必要があるため、流動性と安全性を第一義に、これに危険準備金の増加をはかるための収益性を加味して運用することを基本方針としています。また、取引執行部門とは独立したリスク管理部門が各種リスクを把握し、管理しています。

資産運用の概況

預貯金

(単位:百万円)

区分 \ 年度	平成 13 年度末	平成 14 年度末	平成 15 年度末
預貯金	22,868	28,283	44,066
(普通預金)	(2,578)	(1,393)	(15,736)
(定期預金)	(20,290)	(26,890)	(28,330)

総資産及び運用資産

(単位:百万円)

区分 \ 年度	平成 13 年度末		平成 14 年度末		平成 15 年度末	
		構成比		構成比		構成比
預貯金	22,868	3.4%	28,283	3.9%	44,066	5.8%
コ - ル口 - ン	17,500	2.6%	15,400	2.1%	-	-
買入金銭債権	-	-	7,495	1.0%	10,994	1.4%
金銭の信託	14,097	2.1%	14,176	2.0%	11,794	1.5%
有価証券	618,296	90.7%	652,210	89.8%	682,285	89.6%
建物	51	0.0%	47	0.0%	43	0.0%
運用資産計	672,813	98.7%	717,614	98.8%	749,185	98.4%
総資産	681,736	100.0%	726,458	100.0%	761,594	100.0%

利息配当収入の額及び運用利回り

(単位:百万円)

区分	年度	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度	
			利回り		利回り		利回り
			%		%		%
預貯金		96	0.33	60	0.16	56	0.15
コ - ル ロ - ン		2	0.05	0	0.05	0	0.05
買入金銭債権		4	0.47	2	0.19	15	0.18
金銭の信託		197	1.41	154	1.10	117	0.95
有価証券		10,247	1.75	9,694	1.56	9,199	1.39
建物		-	-	-	-	-	-
合計		10,548	1.66	9,913	1.46	9,389	1.30

(注)運用利回り(インカム利回り)...資産運用に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標(従来から開示)。分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回り。

- ・分子 = 利息及び配当金収入(金銭の信託運用益(損)中の利息及び配当金収入に相当する額を含む。)
- ・分母 = 取得原価又は償却原価による平均残高

資産運用利回り

(単位:百万円)

区分	年度	平成 14 年度			平成 15 年度		
		分子の額	分母の額	資産運用利回り	分子の額	分母の額	資産運用利回り
				%			%
預貯金		60	37,324	0.16	56	38,826	0.15
コールローン		0	1,884	0.05	0	190	0.05
買現先勘定		-	-	-	-	-	-
買入金銭債権		2	1,535	0.19	15	8,898	0.18
商品有価証券		-	-	-	-	-	-
金銭の信託		240	14,085	1.71	284	12,452	2.29
有価証券		9,668	622,658	1.55	9,228	664,161	1.39
	公社債	6,452	517,412	1.25	5,767	545,394	1.06
	株式	-	-	-	-	-	-
	外国証券	3,479	98,624	3.53	3,469	114,644	3.03
	その他	263	6,621	3.98	8	4,121	0.22
貸付金		-	-	-	-	-	-
建物		-	51	-	-	47	-
金融派生商品		1,457	-	-	1,729	-	-
その他		53	-	-	77	-	-
合計		8,569	677,540	1.26	7,934	724,577	1.10

(注)資産運用利回り...資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り。

- ・分子=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用
- ・分母=取得原価又は償却原価による平均残高

時価総合利回り(参考)

(単位:百万円)

区分	年度	平成 14 年度			平成 15 年度		
		分子の額	分母の額	時価総合利回り	分子の額	分母の額	時価総合利回り
				%			%
預貯金		60	37,324	0.16	56	38,826	0.15
コールローン		0	1,884	0.05	0	190	0.05
買現先勘定		-	-	-	-	-	-
買入金銭債権		2	1,535	0.19	15	8,898	0.18
商品有価証券		-	-	-	-	-	-
金銭の信託		211	14,122	1.50	470	12,460	3.78
有価証券		9,770	634,412	1.54	4,200	676,017	0.62
	公社債	4,394	528,672	0.83	1,171	194,954	0.21
	株式	-	-	-	-	-	-
	外国証券	5,607	99,179	5.65	3,049	117,327	2.60
	その他	231	6,560	3.52	20	4,093	0.50
貸付金		-	-	-	-	-	-
建物		-	51	-	-	47	-
金融派生商品		1,457	-	-	1,729	-	-
その他		53	-	-	77	-	-
合計		8,642	689,331	1.25	3,093	736,441	0.42

(注)時価総合利回り...時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。

- ・ 分子 = (資産運用収益 + 積立保険料等運用益 - 資産運用費用)
+ (当期末評価差額^{*} - 前期末評価差額^{*}) + 繰延ヘッジ損益増減
- 分母 = 取得原価又は償却原価による平均残高 + その他有価証券に係る前期末評価差額^{*}
+ 売買目的有価証券に係る前期末評価損益

* 税効果控除前の金額による。

海外投融資残高、構成比及び利回り

(単位:百万円)

区分	年度	平成 13 年度末		平成 14 年度末		平成 15 年度末	
			構成比		構成比		構成比
外 貨 建			%		%		%
外 国 公 社 債		57,704	59.7	78,126	72.9	99,802	77.8
円 貨 建							
外 国 公 社 債		38,903	40.3	28,996	27.1	28,490	22.2
合 計		96,608	100.0	107,122	100.0	128,293	100.0
資 産 運 用 利 回 り		3.24%		3.53%		3.03	
時 価 総 合 利 回 り (参 考)		2.99%		5.65%		2.60	
海 外 投 融 資 利 回 り		3.18%		3.25%		2.94	

(注) 「海外投融資利回り」は、海外投融資に係る利息及び配当金収入を当該資産の月平均運用額で除した比率であります。月平均運用額は、各月末残高の合計÷12により計算しています。

保有有価証券の種類別残高及び合計に対する構成比

(単位:百万円)

区分	年度	平成 13 年度末		平成 14 年度末		平成 15 年度末	
			構成比		構成比		構成比
			%		%		%
国 債		164,993	26.7	185,904	28.5	204,373	30.0
地 方 債		20,600	3.4	20,207	3.1	21,453	3.1
社 債		330,944	53.5	335,760	51.5	323,201	47.4
株 式		-	-	-	-	-	-
外 国 証 券		96,608	15.6	107,122	16.4	128,293	18.8
そ の 他 の 証 券		5,150	0.8	3,214	0.5	4,963	0.7
貸 付 有 価 証 券		-	-	-	-	-	-
合 計		618,296	100.0	652,210	100.0	682,285	100.0

保有有価証券利回り

(単位:%)

区分		年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
インカム利回り	公 社 債	1.49	1.25	1.07	
	株 式	-	-	-	
	外 国 証 券	3.18	3.25	2.94	
	その他の証券	1.26	0.16	0.25	
	合 計	1.75	1.56	1.39	
資産運用利回り	公 社 債	1.59	1.25	1.06	
	株 式	-	-	-	
	外 国 証 券	3.24	3.53	3.03	
	その他の証券	0.98	3.98	0.22	
	合 計	1.83	1.55	1.39	
時価総合利回り (参考)	公 社 債	0.79	0.83	0.21	
	株 式	-	-	-	
	外 国 証 券	2.99	5.65	2.60	
	その他の証券	0.41	3.52	0.50	
	合 計	1.11	1.54	0.62	

有価証券の種類別の残存期間別残高

平成 14 年度末

(単位:百万円)

区 分	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	合 計
国 債	42,734	70,947	52,316	3,102	-	16,803	185,904
地 方 債	101	20,105	-	-	-	-	20,207
社 債	62,358	185,824	83,640	3,937	-	-	335,760
株 式	-	-	-	-	-	-	-
外 国 証 券	12,161	64,910	29,577	-	472	-	107,122
その他の証券	-	500	-	209	1,503	1,000	3,214
貸付有価証券	-	-	-	-	-	-	-
合 計	117,356	342,287	165,535	7,250	1,976	17,803	652,210

平成 15 年度末

(単位:百万円)

区 分	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	合 計
国 債	52,613	73,484	58,066	190	-	20,017	204,373
地 方 債	5,777	13,823	1,852	-	-	-	21,453
社 債	98,807	144,827	73,257	6,309	-	-	323,201
株 式	-	-	-	-	-	-	-
外 国 証 券	30,725	62,947	34,133	486	-	-	128,293
その他の証券	487	969	-	-	1,509	1,997	4,963
貸付有価証券	-	-	-	-	-	-	-
合 計	188,412	296,052	167,310	6,985	1,509	22,015	682,285

不動産及び動産明細表

(単位:百万円)

区分	年度	平成 13 年度末	平成 14 年度末	平成 15 年度末
		建 物	51	47
動 産		6	5	4
合 計		57	52	48

次の 11 項目については、該当ありません。

商品有価証券、商品有価証券の平均残高および売買高、業種別保有株式の額、貸付金の残存期間別の残高、担保別貸付金残高、用途別貸付金残高及び構成比、業種別の貸付残高及び貸付残高の合計に対する割合、規模別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合、公共関係投融资(新規引受ベース)、住宅関連融資、²¹各種ローン金利

V 経理の状況

1 直近の2事業年度における計算書類

保険業法第111条第1項の規定にもとづき公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書等については、商法特例法による中央青山監査法人の監査を受けています。

(1) 貸借対照表

(資産の部)

(単位:百万円)

科目	年度	平成 14 年度 (平成 15 年 3 月 31 日現在)		平成 15 年度 (平成 16 年 3 月 31 日現在)	
		金額	構成比	金額	構成比
			%		%
現金及び預貯金		28,283	3.9	44,066	5.8
現金		0		0	
預貯金		28,283		44,066	
コ－ルロ－ン		15,400	2.1	-	
買入金銭債権		7,495	1.0	10,994	1.4
金銭の信託		14,176	2.0	11,794	1.5
有価証券		652,210	89.8	682,285	89.6
国債		185,904		204,373	
地方債		20,207		21,453	
社債		335,760		323,201	
外国証券		107,122		128,293	
その他の証券		3,214		4,963	
不動産及び動産		52	0.0	48	0.0
建物		47		43	
動産		5		4	
その他資産		8,818	1.2	12,363	1.6
再保険貸		5,941		6,890	
未収金		146		271	
未収収益		2,310		2,159	
預託金		54		54	
仮払金		98		105	
金融派生商品		267		2,876	
その他の資産		0		3	
繰延税金資産		30	0.0	42	0.0
貸倒引当金		9	0.0	-	
資産の部合計		726,458	100.0	761,594	100.0

(負債の部)

(単位:百万円)

科目	年度	平成 14 年度 (平成 15 年 3 月 31 日現在)		平成 15 年度 (平成 16 年 3 月 31 日現在)	
		金額	構成比	金額	構成比
			%		%
保険契約準備金		391,543	53.9	413,296	54.3
支払準備金		61		327	
責任準備金		391,482		412,968	
受託金		314,979	43.4	334,215	43.9
その他負債		6,448	0.9	5,426	0.7
再保険借		4,093		4,510	
未払法人税等		60		91	
預り金		2		2	
未払金		714		705	
仮受金		-		0	
金融派生商品		1,576		118	
退職給付引当金		70	0.0	64	0.0
賞与引当金		13	0.0	12	0.0
価格変動準備金		0	0.0	0	0.0
地震保険評価差額金		11,825	1.6	7,000	0.9
負債の部合計		724,880	99.8	760,015	99.8

(資本の部)

(単位:百万円)

資本金		1,000	0.1	1,000	0.1
利益剰余金		552	0.1	570	0.1
利益準備金		1		1	
任意積立金		56		56	
(特別積立金)		(17)		(17)	
(価格変動特別積立金)		(39)		(39)	
当期末処分利益		494		512	
(当期純利益)		(10)		(17)	
株式等評価差額金		25	0.0	14	0.0
自己株式		-		5	0.0
資本の部合計		1,577	0.2	1,579	0.2
負債及び資本の部合計		726,458	100.0	761,594	100.0

(平成 15 年度の注記事項)

1. 有価証券の評価基準、評価方法及び表示方法
 - (1) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。
 - (2) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法により行っております。
 - (3) 地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産の評価差額は「地震保険評価差額金」として表示しておりますが、それ以外の評価差額については全部資本直入法により処理しております。また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

運用目的及び満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 不動産及び動産の減価償却は定率法により行っております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てることとしております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき財務部が資産査定を実施し、当該部署から独立した管理部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っております。なお、当期は引当の対象となる資産がないため計上を行っておりません。
 - (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務は、自己都合退職による期末要支給額を基に計算する簡便法により算出しております。
 - (3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額基準により算出しております。
 - (4) 価格変動準備金

価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき計上しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準を適用しております。
7. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
8. 責任準備金に係る繰延税金資産については、当社は地震保険の単種目を扱っており、巨額の保険金支払を想定した場合、その回収の確実性を見込むことができないため、計上しておりません。この為、責任準備金については、法人税等相当額を控除した上で繰入又は取崩しております。
9. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
10. 不動産及び動産の減価償却累計額は、63 百万円であります。
11. 貸借対照表に計上した動産のほか、電子計算機等の一部についてはリース契約により使用しております。
12. 保険業法施行規則第 17 条の3第1項第3号に規定する純資産の額は、14 百万円であります。
13. 繰延税金資産の総額は 50 百万円、繰延税金負債の総額は 8 百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、未払事業税 26 百万円、退職給付引当金 19 百万円、賞与引当金 4 百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、その他有価証券に係る評価差額金 8 百万円であります。
14. 表示方法の変更

当期から保険業法施行規則の改正により貸借対照表の様式を改訂いたしました。その主な内容は次のとおりであります。従来の「当期利益」を「当期純利益」として表示しております。
15. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位:百万円)

科目		年度	
		平成 14 年度 (平成 14 年 4 月 1 日から 平成 15 年 3 月 31 日まで)	平成 15 年度 (平成 15 年 4 月 1 日から 平成 16 年 3 月 31 日まで)
		金額	金額
経 常 損 益 の 部	経 常 収 益	58,460	66,352
	保 険 引 受 収 益	51,897	54,678
	正味収入保険料	47,566	50,896
	支払備金戻入額	117	-
	積立保険料等運用益	4,212	3,781
	資 産 運 用 収 益	6,552	11,660
	利息及び配当金収入	9,758	9,271
	金銭の信託運用益	240	284
	有価証券売却益	416	172
	金融派生商品収益	294	5,632
	その他運用収益	55	80
	積立保険料等運用益振替	4,212	3,781
	そ の 他 経 常 収 益	9	13
	経 常 費 用	58,156	66,167
	保 険 引 受 費 用	51,199	54,097
	正味支払保険金	292	9,682
	損害調査費	49	743
	諸手数料及び集金費	20,153	21,918
	支払備金繰入額	-	266
	責任準備金繰入額	30,704	21,485
資 産 運 用 費 用	2,195	7,508	
有価証券売却損	441	143	
為替差損	1,752	7,361	
その他運用費用	1	2	
営業費及び一般管理費	809	839	
そ の 他 経 常 費 用	3,951	3,722	
支 払 利 息	3,951	3,722	
経 常 利 益	303	184	
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益	0	-
	価格変動準備金戻入額	0	-
	特 別 損 失	-	0
	不動産動産処分損	-	0
	価格変動準備金繰入額	-	0
税引前当期純利益	304	184	
法人税及び住民税	296	172	
法人税等調整額	2	6	
当期純利益	10	17	
前期繰越利益	484	494	
当期末処分利益	494	512	

(平成 15 年度の注記事項)

1. 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	104,993	百万円
支払再保険料	54,096	百万円
差引	50,896	百万円

2. 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	9,682	百万円
差引	9,682	百万円

3. 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

受再保険手数料	21,918	百万円
計	21,918	百万円

4. 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	56	百万円
コールローン利息	0	百万円
買入金銭債権利息	15	百万円
有価証券利息	9,199	百万円
計	9,271	百万円

5. 金融派生商品費用中の評価損益は 2,758 百万円の益であります。

6. 1 株当たりの当期純利益は、8 円 90 銭であります。

算定上の基礎である当期純利益は 17 百万円、普通株式に係る当期純利益は 17 百万円、普通株式の期中平均株式数は 1,991 千株であります。

7. 表示方法の変更

当期から保険業法施行規則の改正により損益計算書の様式を改訂いたしましたが、その主な内容は次のとおりであります。

(1) 従来の「税引前当期利益」を「税引前当期純利益」として表示しております。

(2) 従来の「当期利益」を「当期純利益」として表示しております。

8. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	年度	平成 14 年度	平成 15 年度
		(平成 14 年 4 月 1 日から 平成 15 年 3 月 31 日まで)	(平成 15 年 4 月 1 日から 平成 16 年 3 月 31 日まで)
		金額	金額
.営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		304	184
減価償却費		5	5
支払備金の増加額		117	266
責任準備金の増加額		30,704	21,485
受託金の増加額		17,995	19,236
貸倒引当金の増加額		9	9
退職給付引当金の増加額		7	5
賞与引当金の増加額		3	1
価格変動準備金の増加額		0	0
利息及び配当金収入		9,758	9,271
有価証券関係損益		25	28
為替差損益		2,524	7,666
不動産動産関係損益		-	0
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額		20	1,082
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額		3,422	406
その他		509	4,085
小 計		37,766	34,764
利息及び配当金の受取額		10,766	10,083
法人税等の支払額		668	155
営業活動によるキャッシュ・フロー		47,864	44,692
.投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増加額		6,600	2,340
買入金銭債権の取得による支出		7,492	23,483
買入金銭債権の売却・償還による収入		-	19,987
金銭の信託の減少による収入		-	2,600
有価証券の取得による支出		211,061	226,521
有価証券の売却・償還による収入		174,005	183,118
小 計		51,147	46,639
(+)		(3,283)	(1,947)
不動産及び動産の取得による支出		1	4
投資活動によるキャッシュ・フロー		51,148	46,643
.財務活動によるキャッシュ・フロー			
自己株式の取得による支出		-	5
財務活動によるキャッシュ・フロー		-	5
.現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-
.現金及び現金同等物の増加額		3,284	1,957
.現金及び現金同等物期首残高		20,978	17,693
.現金及び現金同等物期末残高		17,693	15,736

(注)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	(平成15年3月31日現在)	(平成16年3月31日現在)	
現金及び預貯金	28,283	44,066	(単位:百万円)
コールローン	15,400	-	
買入金銭債権	7,495	10,994	
有価証券	652,210	682,285	
預入期間が3ヶ月を超える預貯金	25,990	28,330	
現金同等物以外の買入金銭債権	7,495	10,994	
現金同等物以外の有価証券	652,210	682,285	
現金及び現金同等物	17,693	15,736	

2. は、資産運用活動によるキャッシュ・フローをいいます。
3. (+)は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいいます。
4. キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の定期預金等の短期投資からなっております。

(4) 利益処分

(単位:百万円)

科目 \ 年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
当期末処分利益	484	494	512
次期繰越利益	484	494	512

(5) 1株当たりの配当等及び1人当たりの総資産額

(単位:百万円)

区分 \ 年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
1株当たり配当金	-	-	-
1株当たり当期純利益	11.47円	5.09円	8.90円
配当性向	-	-	-
1株当たり純資産額	784.73円	788.76円	794.04円
従業員1人当たり総資産額	34,086	36,322	44,799

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は $\frac{\text{当期純利益}}{\text{期中平均株数(加重平均)}}$ により算出しております。
2. 1株当たり情報の計算については、当年度より自己株式数を控除して算出しております。
3. 従業員1人当たり総資産額は $\frac{\text{期末総資産}}{\text{期末従業員数}}$ により算出しております。

2 リスク管理債権

次の5項目については、該当ありません。

(1)破綻先債権、(2)延滞債権、(3)3ヶ月以上延滞債権、(4)貸付条件緩和債権、(5)リスク管理債権の合計額

3 債務者区分に基づいて区分された債権

次の4項目については、該当ありません。

(1)破産更生債権およびこれらに準ずる債権、(2)危険債権、(3)要管理債権、(4)正常債権

4 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

区分		年度		
		平成 13 年度末	平成 14 年度末	平成 15 年度末
(A)	ソルベンシー・マージン総額	319,018	348,426	364,308
	資本の部合計(社外流出予定額、繰延資産およびその他有価証券評価差額金を除く)	1,542	1,552	1,564
	価格変動準備金	1	0	0
	異常危険準備金	312,523	341,675	359,772
	一般貸倒引当金	19	9	-
	その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	4,933	5,187	2,971
	土地の含み損益	-	-	-
	負債性資本調達手段等	-	-	-
	控除項目	-	-	-
	その他	-	-	-
(B)	リスクの合計額	313,817	395,357	395,324
	$\sqrt{R1^2 + (R2 + R3)^2} + R4 + R5$			
	一般保険リスク相当額 (R1)	-	-	-
	予定利率リスク相当額 (R2)	-	-	-
	資産運用リスク相当額 (R3)	7,594	7,575	7,543
	経営管理リスク相当額 (R4)	6,153	7,752	7,751
	巨大災害リスク相当額 (R5)	300,070	380,030	380,030
(C)	ソルベンシー・マージン比率{(A)/{(B)×1/2}}×100	203.3	176.3	184.3

(注)上記の金額および数値は、保険業法施行規則第 86 条および第 87 条ならびに平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定にもとづいて算出しています。

ソルベンシー・マージン比率とは

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

この「通常の予測を超える危険」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等にもとづき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。

「通常の予測を超える危険」(リスクの合計額): ~ の総額

保険引受上の危険: 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険および通常の予測を超える巨大災害(関東大震災等)により発生し得る危険

予定利率上の危険：	積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
資産運用上の危険：	保有する有価証券等の資産の価格が通常の前測を超えて変動することにより発生し得る危険等
経営管理上の危険：	業務の運営上通常の前測を超えて発生し得る危険で上記～および 以外のもの
巨大災害に係る危険：	通常の前測を超える巨大災害(関東大震災等)により発生し得る危険

「損害保険会社が有している資本・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)

損害保険会社の資本、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、有価証券・土地の含み益の一部等の総額であります。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が 200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

当社は、「地震保険に関する法律」にもとづき政府と地震保険再保険契約を締結しており、かつ同法に、政府は保険金支払のための資金のあっせん・融通に努める旨定めているなど特別の事業形態となっていることから、保険業法第 132 条第 2 項に規定する区分等を定める命令第 3 条第 4 項(注)により、当社のソルベンシー・マージン比率の数値は、上記水準の如何にかかわらず、行政当局が行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないことになっています。

(注) 条文は、次のとおりです。

「保険会社が地震保険に関する法律(昭和 41 年法律第 73 号)第 3 条第 1 項(政府の再保険)に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社について、当該保険会社が該当する前条第 1 項の表の区分に応じた命令は、同表の非対象区分に掲げる命令とする。」

5 時価情報等(取得価額または契約価額、時価および評価損益)

(1) 有価証券

その他有価証券で時価のあるもの

・平成 14 年度末

(単位:百万円)

区 分	種 類	取 得 原 価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えるもの	公 社 債	488,241	497,688	9,447
	株 式	-	-	-
	外 国 証 券	85,611	91,410	5,798
	そ の 他	2,000	2,004	4
	小 計	575,852	591,103	15,250
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えないもの	公 社 債	44,430	44,184	245
	株 式	-	-	-
	外 国 証 券	16,101	15,712	389
	そ の 他	1,242	1,209	32
	小 計	61,774	61,107	667
合 計		637,627	652,210	14,582

・平成 15 年度末

(単位:百万円)

区 分	種 類	取 得 原 価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えるもの	公 社 債	408,420	413,531	5,110
	株 式	-	-	-
	外 国 証 券	53,185	56,638	3,453
	そ の 他	1,500	1,509	9
	小 計	463,106	471,679	8,572
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えないもの	公 社 債	136,002	135,497	504
	株 式	-	-	-
	外 国 証 券	77,783	71,654	6,129
	そ の 他	3,503	3,454	48
	小 計	217,289	210,606	6,683
合 計		680,396	682,285	1,889

当期に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種 類	平成 14 年度			平成 15 年度		
	売却額	売却益合計	売却損合計	売却額	売却益合計	売却損合計
その他有価証券	46,892	372	124	22,732	172	143

次の4項目については、該当ありません。

売買目的有価証券、満期保有目的の債券で時価のあるもの、当期に売却した満期保有目的の債券、時価のない有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

(2) 金銭の信託

(単位:百万円)

種 類	平成 14 年度末			平成 15 年度末		
	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
金 銭 の 信 託	14,168	14,176	8	11,600	11,794	194

(3) デリバティブ取引情報

取引の状況に関する事項

当社では外貨建資産に係る将来の為替相場の変動によるリスクをヘッジする目的で、為替予約取引、通貨オプション取引を行っているほか、債券に係る将来の金利変動リスクを軽減する目的で、債券店頭オプション取引を行っています。

当社が利用しているデリバティブ取引は相場の変動による市場リスクを有していますが、大部分は現物資産をヘッジする目的で行っているため、当該取引の損失のみが発生することはありません。また、一部購入予定の債券に関してオプション取引を利用する場合がありますが、量的制限を設けているため、リスクは限定的です。

取引先は信用度の高い金融機関であるため、契約不履行等の信用リスクはほとんどないと考えています。

当社のデリバティブ取引の状況は取引執行部門と分離したリスク管理部門がチェックし、定期的に常務会等へ報告しています。

取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引における「契約額等」は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が、そのままデリバティブ取引に係る市場リスクや信用リスク等を表すものではありません。

デリバティブ取引の契約額等、時価および評価損益

(1) 通貨関連

(単位:百万円)

区分	種類	平成 14 年度末			平成 15 年度末				
		契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
		うち1年超				うち1年超			
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	売								
	建								
	米ドル	44,776		193	193	63,030	6,266	2,393	2,393
	ユーロ	24,364		1,115	1,115	34,665	2,460	365	365
合	計			1,309	1,309			2,758	2,758

(注)時価の算定方法

為替予約取引.....為替相場は先物相場を使用しております。

その他の時価情報等は、該当ありません。

VI 損害保険用語の解説

あ行

一部損

地震保険における一部損とは、保険の目的が建物の場合、地震、津波、噴火により損害を受け、主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害の額が、その建物の保険価額の3%以上20%未満となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の10%以上30%未満となった場合の損害の程度をいいます。

か行

価格変動準備金

保険会社が保有する有価証券などの価格変動による損失に備えるための準備金をいいます。

家計保険

家庭の様々な危険に対処するため、個人が加入する保険で、企業経営の立場から利用される企業保険と区別するために使われます。個人の住居や家財に対する火災保険・地震保険、家庭用の自動車に対する自動車保険などが家計保険に属します。

危険準備金

将来生じうる地震、津波、噴火による保険金の支払いに備えて、当社が積み立てる準備金をいいます。

さ行

再調達価額

現在お住まいの建物または家財を、新たに新築、または購入するのに必要な金額をいいます。

再保険

保険会社が元受保険契約にもとづく保険

金支払責任のすべて、または一部分を別の保険会社に転嫁することをいいます。これは、保険経営に不可欠な大数の法則が働くためには同質の危険を数多く集める必要があり、危険の平均化を十分に行わなければならないためです。

再々保険

再保険を引き受けた保険会社が、危険分散などのために引き受けた責任の一部または全部を、更に他の保険会社に転嫁することをいいます。

再保険料

保険会社が自ら引き受けた契約を、他の保険会社に再保険するときに支払う保険料のことをいいます。

再保険金

再保険を引き受けた保険会社(受再会社)が再保険を出した保険会社(出再会社)に支払う保険金のことをいいます。また、出再者が受再者から再保険金を受け取ることを「再保険金の回収」といいます。

再保険専門会社

元受保険事業は行わず、もっぱら保険会社を相手とする再保険事業を行う会社のことをいいます。

再保険手数料

受再保険会社が出再保険会社へ、再保険引受に対して再保険料の一定率を支払う手数料のことです。

時価額

新築価額から、使用年数に相当する減価額を控除した価額をいいます。

事業費

保険事業を遂行するための費用で、損害保険会計では、損害調査費、営業費及び一般管

理費、諸手数料および集金費を総称しています。

支払備金

保険契約上の支払義務が生じている保険事故で、未だ保険金を支払っていないものについて、将来の保険金支払いのために積み立てる準備金をいいます。

出再会社

自ら引き受けた保険責任のうち、危険分散などのためにその一部または全部を再保険として転嫁する会社のことをいいます。

正味収入保険料

元受保険料に再保険料を加減(受再保険料を加え、出再保険料を控除する)し、さらに、積立保険料と諸返戻金を控除した保険料のことです。

責任準備金

将来生じうる保険契約上の債務に対して保険会社が積み立てる準備金をいいます。

全損

地震保険における全損とは、保険の目的が建物の場合には、地震、津波、噴火により損害を受け、主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害の額が、その建物の保険価額の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の80%以上となった場合の損害の程度をいいます。

総支払限度額

「地震保険に関する法律」にもとづき、1回の地震、津波、噴火によって政府および保険会社が支払う保険金の総支払限度額が定められています。総支払限度額は現時点において有効な地震保険契約の予想最大損害額に

もとづいて決められており、関東大震災程度のもものが再来した場合に想定しうる保険金支払いを賄えることを目途に決定されています。

なお、仮に支払保険金の総額がこの総支払限度額を超過するようであれば、支払保険金総額に対する総支払限度額の割合によって、各契約ごとの保険金を削減することができます。

損害てん補

保険事故によって生じた損害に対し保険会社が保険金を支払うことをいいます。

損害率

一定期間における収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。通常は正味保険金に損害調査費を加えた額を正味収入保険料で除した割合をいいます。

た行

大数の法則

サイコロを振って1の目が出る確率は振る回数が多くなるほど6分の1に近づきます。このような個々の確率は必ずしも一定でないとしても、大量の事例を観察すると確率が一定の値に近づくことを大数の法則といいます。保険料の算定のもとになる保険事故の確率は、大数の法則にもとづいて算出されます。

特約再保険

出再会社と受再会社との間で、あらかじめ再保険取引についての包括的な取り決めが締結され、これにもとづいて対象となる元受保険契約が自動的かつ包括的に再保険される契約をいいます。

超過損害額再保険特約

1事故による損害額が一定限度を超過した場合、その超過損害額を、ある限度を定めててん補する再保険の方式です。

は行

半損

地震保険における半損とは、保険の目的が建物の場合には、地震、津波、噴火により損害を受け、主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の額が、その建物の保険価額の 20%以上 50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の 20%以上 70%未満となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の 30%以上 80%未満となった場合の損害の程度をいいます。

保険価額

地震保険の場合には、損害が生じた土地および時における保険の目的の価格をいいます。

保険期間

保険会社が保険契約にもとづく責任を負う期間のことをいい、その期間内に保険事故が発生した場合に保険会社は責任を負います。

保険金額

保険契約に際して、保険会社と保険契約者との間で定めた契約金額をいいます。この金額は保険事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金の限度額です。

保険の目的

保険を付ける対象のことをいいます。地震保険では建物・家財がこれにあたります。

ま行

元受保険契約

保険会社が一般の契約者から引き受ける保険契約を元受保険契約といいます。

元受社

一般の契約者から直接に保険を引き受ける会社を元受社といいます。

日本地震再保険の現状 2 0 0 4

平成 1 6 年 8 月発行

日本地震再保険株式会社

管理部総務グループ

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町 8-1
小舟町富士プラザ内

URL <http://www.nihonjishin.co.jp/>

E-mail kanri@nihonjishin.co.jp

TEL 03(3664)6074

本誌は保険業法第 1 1 1 条に基づいて作成いたしました。